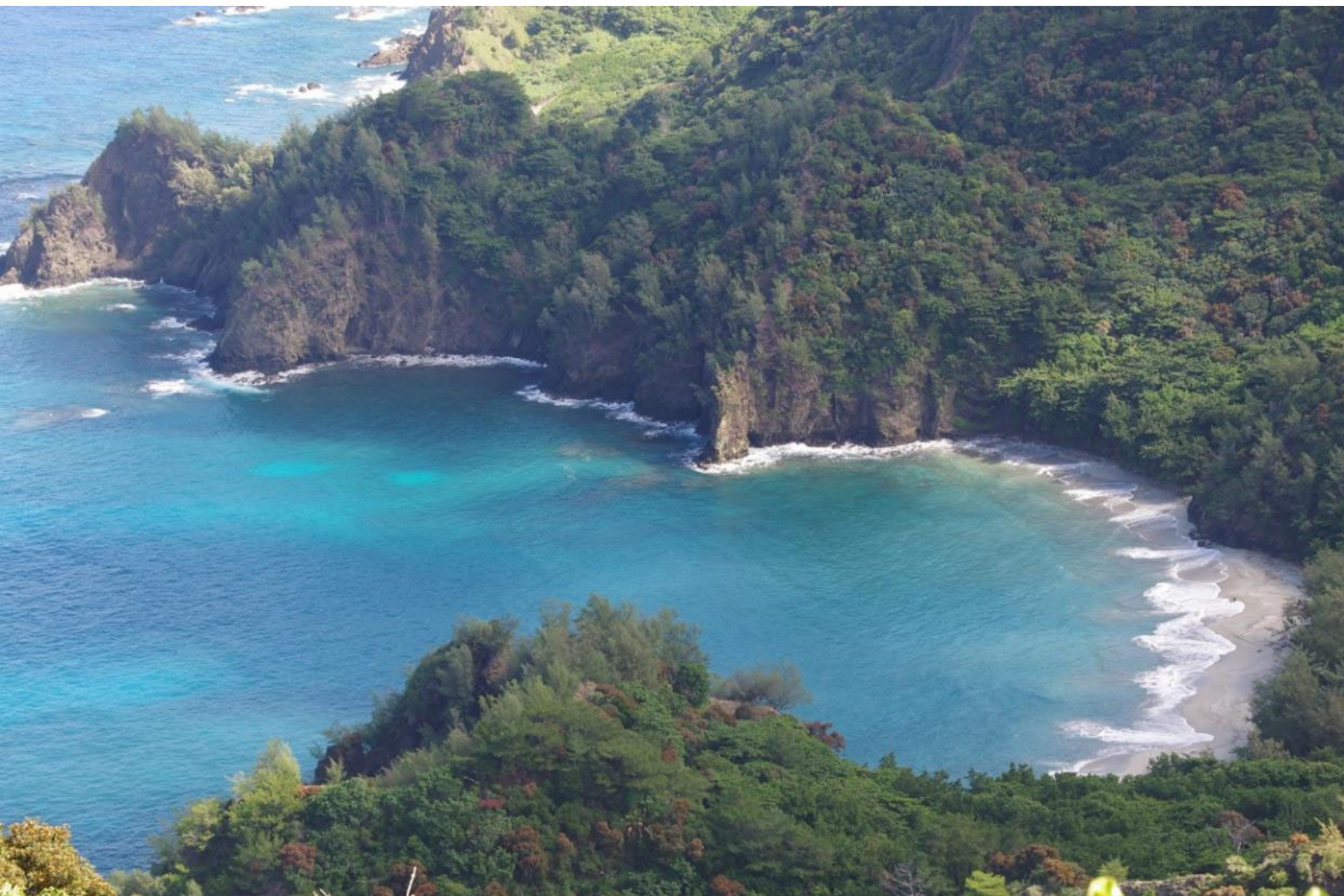


小笠原諸島における海岸漂着物対策推進計画 (案)



平成 25 年 7 月
(令和 7 年 3 月改定)
東 京 都



目 次

I 小笠原諸島における海岸漂着物対策推進計画の基本的事項	1
1 計画策定の趣旨	1
2 令和6年度計画改定の趣旨	1
3 計画の位置付け	2
4 対象範囲	2
5 対象とする海岸漂着物等	2
6 計画策定及び改定のフロー	3
II 海岸漂着物等の現状及び対策の実施状況と課題	5
1 小笠原諸島の海岸の概要	5
(1) 気候	5
(2) 海象	5
(3) 地形・河川	5
(4) 公園等	5
(5) 港湾・漁港	7
(6) 景観・レクリエーション	8
(7) 動植物・生態系	8
2 海岸漂着物等の現状	10
3 海岸漂着物の種類	15
(1) 自然系/人工系の割合	15
(2) 人工系漂着物の材質別割合	15
(3) 人工系漂着物の産業別割合	16
(4) 海外由来の漂着物	18
4 海岸漂着物対策の実施状況と課題	19
(1) 回収・処理の実施状況	19
(2) 回収・処理の課題	20
(3) 環境教育・普及啓発の実施状況	21
(4) 環境教育・普及啓発の課題	22
III 小笠原諸島における海岸漂着物対策の推進に関する基本的方向	24
1 小笠原諸島における海岸漂着物対策の基本的な方針	24
2 目指すべき姿・目標	25
3 海岸漂着物処理推進法における関係主体の役割分担の考え方	25
(1) 国	25
(2) 海岸管理者等	26
(3) 占有者等（海岸管理者等ではない海岸の土地の占有者（占有者がいない場合には管理	

者))	26
(4) 地方公共団体（都道府県）	27
(5) 地方公共団体（市町村）	28
(6) 事業者、国民	28
4 関係主体間の相互協力	29
(1) 行政間の連携	29
(2) 住民等の積極的な参画の推進	29
(3) 有識者・民間団体（地域外）等との連携	29
IV 海岸漂着物等の円滑な処理対策	31
1 対策方針	31
2 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域（重点区域海岸）の設定	31
(1) 設定の方法	32
(2) 設定した重点区域海岸（45 海岸）の概要	33
3 対策内容	37
4 緊急時等の対応	39
(1) 台風等による災害時の対応	39
(2) 災害時以外の対応	39
(3) 船舶等から流出した油や有害液体物質等の対応	39
(4) 海岸漂着危険物の対応	39
(5) 漂流ごみ等への対応	40
V 海岸漂着物等の効果的な発生抑制対策	40
1 対策方針	40
2 対策内容	41
VI 配慮事項	42
1 他の関係法令に基づく各種の計画等との整合	42
2 海岸漂着物対策を実施する上での環境等への配慮	42
(1) 動植物	42
(2) 外来種の侵入・拡散防止	42
VII その他	43
1 モニタリングの実施	43
2 地域計画の変更等	44

I 小笠原諸島における海岸漂着物対策推進計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

小笠原諸島は、北緯 20 度 25 分から 27 度 40 分まで、東経 136 度 04 分から 153 度 59 分までにわたり、太平洋上に散在する 30 余の島々からなり賀島列島、父島列島、母島列島、硫黄火山列島の 4 列島に大別される。

同諸島は、成立以来、一度も大陸と陸続きになったことがない海洋島で、多くの固有種・希少種が生息・生育し、特異な島しょ生態系を形成するとともに、特異な地質・地形を有するなど世界的にも貴重でかけがえのない豊かな自然環境と海岸景観を有している。

小笠原諸島では、大消費地から離れた離島でありながら漂流物が押し寄せ、景観、自然環境、水産資源、観光等への影響が懸念されている。

こうした現状に対し、住民、事業者、民間団体及び特定非営利活動法人（以下「NPO」という。）など地域の様々な主体がボランティア活動、行政からの委託、行政や各種財団からの補助により、海岸漂着物等の回収を個別に実施し、その後の処理を小笠原村が実施するなどしてきているが、今後小笠原諸島全体として、海岸漂着物等の発生抑制や普及啓発も含めて計画的・効率的に取り組む必要性がある。

このため、東京都（以下「都」という。）は、平成 21 年 7 月 15 日に公布・施行された「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成 21 年法律第 82 号）」（以下「平成 21 年海岸漂着物処理推進法」という。）に基づき、小笠原諸島における海岸漂着物対策（海岸漂着物処理推進法第 1 条に定めるものをいう。以下同じ。）を総合的かつ効果的に推進するため、「小笠原諸島における海岸漂着物対策推進計画」を策定した。



海岸漂着物

2 令和 6 年度計画改定の趣旨

平成 21 年海岸漂着物処理推進法施行後も、我が国の海岸には、国内外から流れてきた多くの海岸漂着物が存在し、また我が国の沿岸海域において漂流し、又はその海底に存するごみその他の汚物又は不要物（以下「漂流ごみ等」という。）が船舶の航行の障害や漁業

操業の支障となっている。これらの海岸漂着物等は海洋の環境に深刻な影響を及ぼしており、海岸漂着物対策に係る国際連携・協力の必要性が高まっている。

このような状況を受け、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 64 号）」（以下「海岸漂着物処理推進法」という。）が平成 30 年 6 月 22 日に公布・施行され、同法の改正を受け、「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）の変更が令和元年 5 月 31 日に閣議決定された（概要は資料編 1 ページ参照）。漂流ごみ等が新たに法の対象となり、海洋プラスチックごみ対策としての 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進等による発生抑制、マイクロプラスチック（微細なプラスチック類で、一般に 5 mm 以下のものをいう。）の対策等についても盛り込まれた。

これらの背景や法律改正を受け、都は、平成 25 年に策定した小笠原諸島における海岸漂着物対策推進計画について令和 6 年 5 月に一部改正を行った。また、更なる海岸漂着物対策の推進のため、重点区域海岸の見直しや都の施策を盛り込む形で、必要な改定を実施する。

3 計画の位置付け

本計画は、海岸漂着物処理推進法第 14 条の規定により都が作成する地域計画であり、これは、令和元年 5 月 31 日閣議決定された国の基本方針に基づくものである。

4 対象範囲

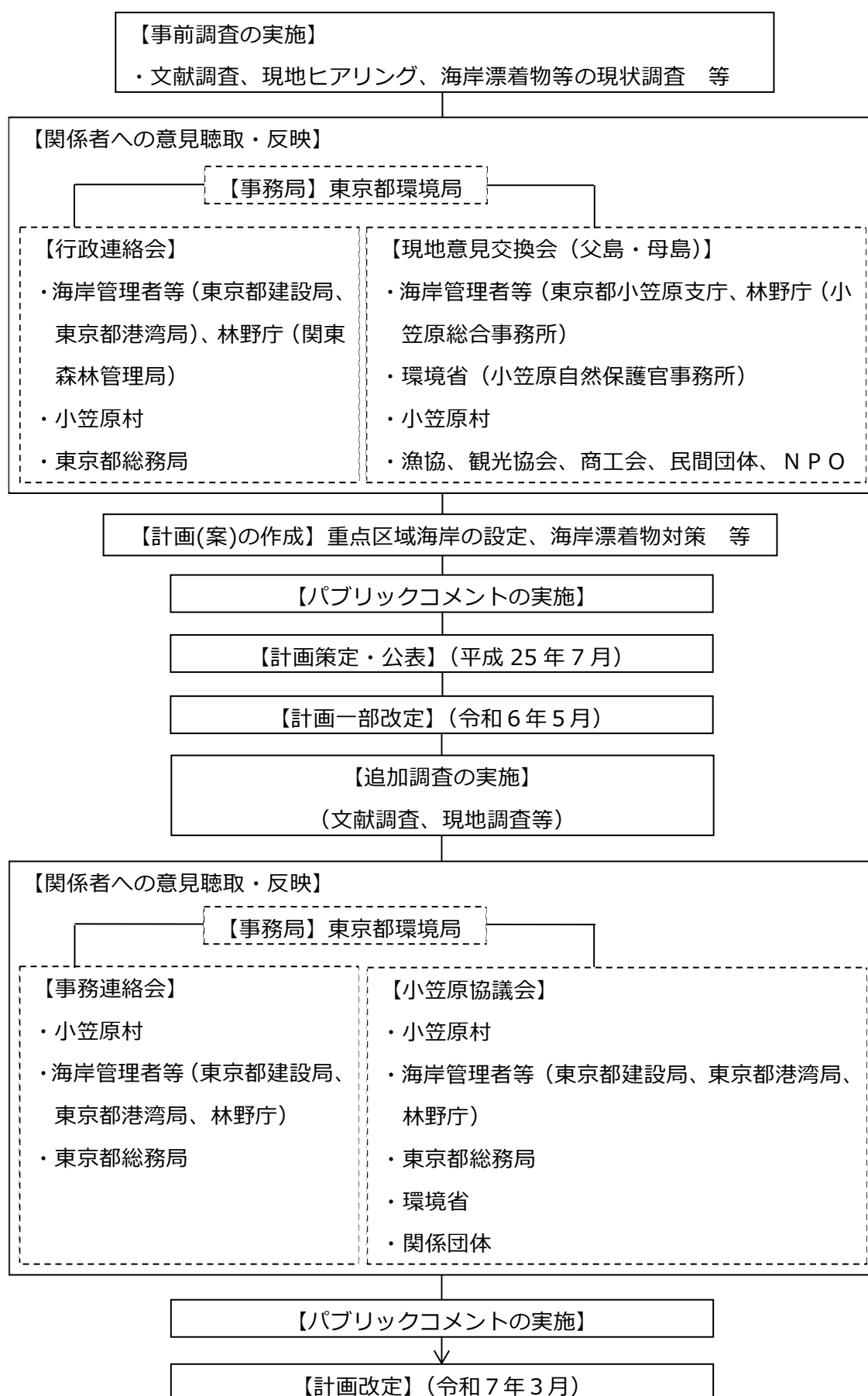
本計画の対象範囲は、小笠原諸島全域とする。

5 対象とする海岸漂着物等

本計画において対象とするものは、海岸漂着物処理推進法第 2 条第 3 項に定める「海岸漂着物等（海岸漂着物及び海岸に散乱しているごみその他の汚物又は不要物並びに漂流ごみ等）」とする。

【参考】海岸漂着物処理推進法第 2 条第 2 項 この法律において「漂流ごみ等」とは、我が国の沿岸海域において漂流し、又はその海底に存するごみその他の汚物又は不要物をいう。

6 計画策定及び改定のフロー



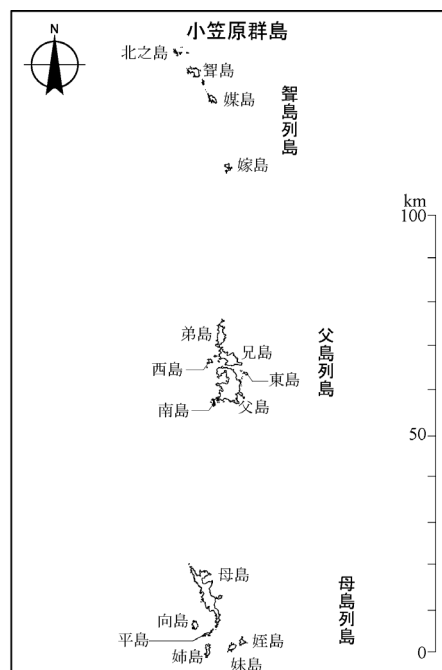
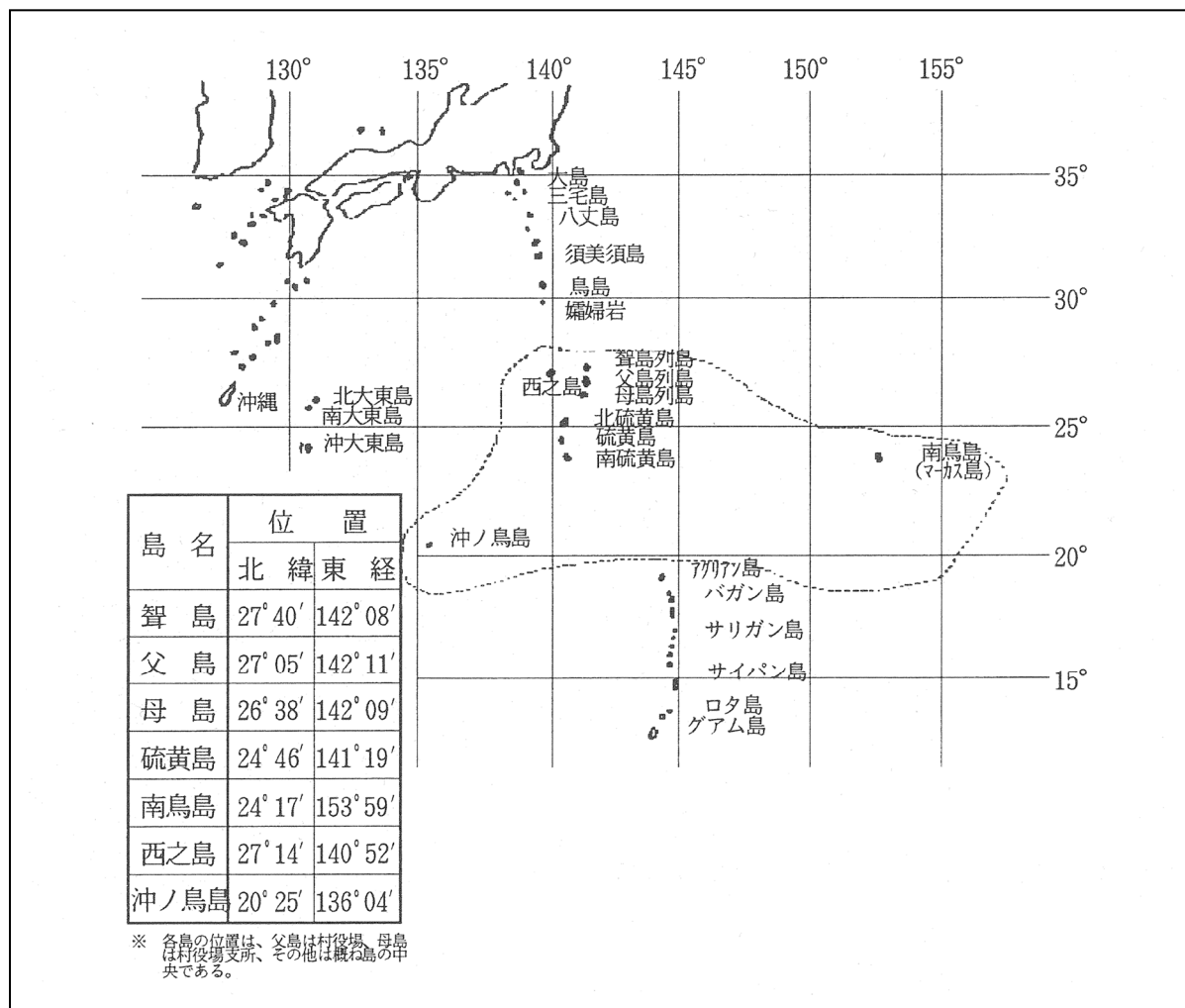


図 小笠原諸島の位置

II 海岸漂着物等の現状及び対策の実施状況と課題

1 小笠原諸島の海岸の概要

小笠原諸島沿岸の海岸総延長は 302.8km であり、海岸の所管は主に都が管理する港湾区域、漁港区域、一般公共海岸区域、林野庁が管理する国有保安林及び保安林以外の国有林（海岸の土地の占有者）に分けられる。なお、小笠原諸島の海岸保全区域は国が直轄管理する沖ノ鳥島（海岸延長約 11km）がある。

「伊豆小笠原諸島沿岸海岸保全基本計画改定」（平成 29 年、東京都港湾局）等より作成

（１）気候

小笠原諸島の気候区分は主に亜熱帯に位置する。気温の変化が少なく、父島の年平均気温平年値は 23.4℃、降水量平年値は年間 1,296.1 ミリである。

「管内概要」（令和 6 年、東京都小笠原支庁）等より作成

（２）海象

小笠原諸島の海面水温は、1 年間のうち最も低温となる 3 月でも 19.7℃程度であり、最も高温となる 7 月～9 月は 27℃を超える。また、海水浴の適温（23℃以上）の期間が 5 月～12 月の 8 箇月間にも及ぶ。

「伊豆小笠原諸島沿岸海岸保全基本計画改定」（平成 29 年、東京都港湾局）より作成

（３）地形・河川

小笠原諸島は、4,800 万年前に太平洋プレートが沈み込みを開始したことによって、海洋地殻の上に誕生した海洋性島弧である。父島の千尋岩、母島の大崩湾等の海食崖、岬や小島しょ群の岩塔や岩礁等の海食地形が特色のある景観を構成している。小笠原諸島では、無人岩（ボニナイト）が、千尋岩など父島南部と初寝浦、長崎展望台・宮之浜など同島北東部、兄島や西島の全域等に広く分布しており、太平洋プレート沈み込み初期の海底火山の活動の証拠となっている。河川に関しては、父島には二級河川八ツ瀬川が流れている。

「伊豆小笠原諸島沿岸海岸保全基本計画改定」（平成 29 年、東京都港湾局）等より作成

（４）公園等

小笠原諸島の海浜部における法令等で定める公園等は下表のとおりである。小笠原諸島のうち賀島列島、父島列島、母島列島、北硫黄島は「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号）に定める「国立公園」、南硫黄島は「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号）に定める「原生自然環境保全地域」、南島および南硫黄島は「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）に定める天然記念物、小笠原群島、西之島、北硫黄島、南島島は「鳥獣

の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号)に定める「鳥獣保護区」等に指定されている。

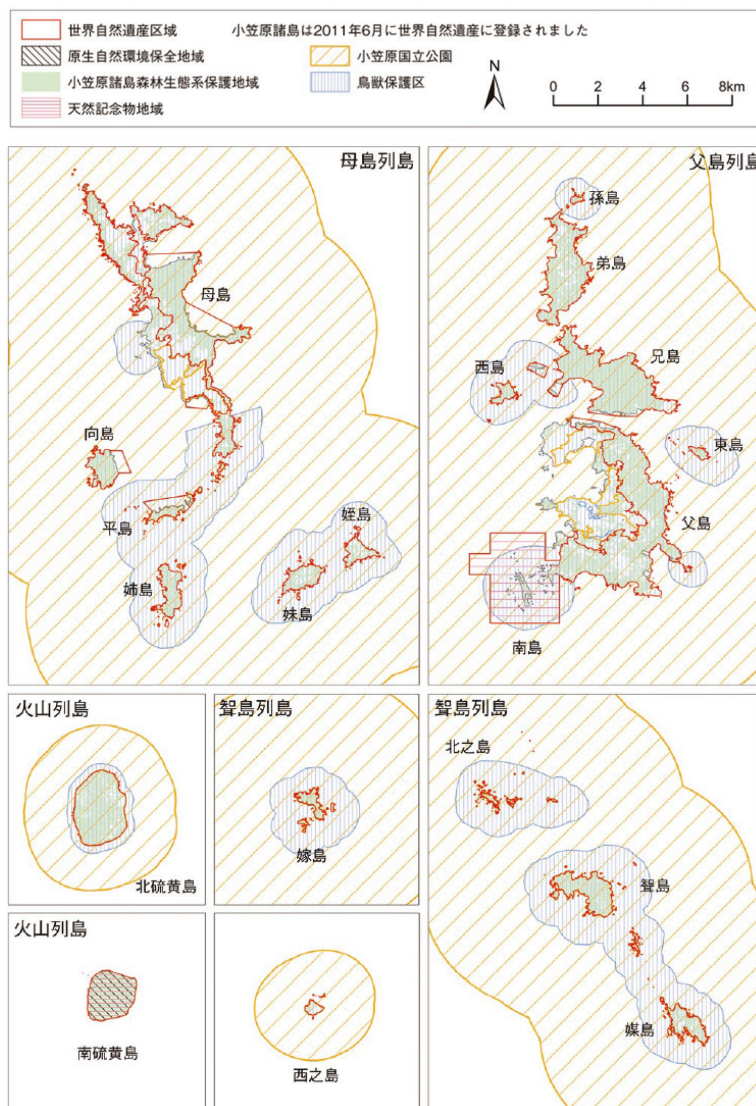
また、小笠原諸島は小さな海洋島における生物の進化を示す典型的な見本として世界的な価値を持つことが認められ、平成 23 年 6 月に「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」に基づきユネスコにより「世界自然遺産」に登録されている。世界自然遺産の区域は、聳島列島、父島列島、母島列島、火山列島、西之島の陸域と父島及び母島の周辺海域の一部からなり、面積は 7,939 ha となっている。

小笠原村ウェブサイト(令和 6 年 12 月参照)、
東京都環境局ウェブサイト(令和 6 年 12 月参照)、
「日本の国立公園」(環境省ウェブサイト、令和 6 年 12 月参照)、
「管内概要」(令和 6 年、東京都小笠原支庁)等より作成

表 法令等で定める公園等【小笠原諸島】

種類	名称	指定・期限
国立公園	小笠原国立公園	昭和 47 年 10 月 16 日
原生自然環境保全地域	南硫黄島原生自然環境保全地域	昭和 50 年 5 月 17 日
天然記念物	小笠原南島の沈水カルスト地形(天然記念物)	平成 20 年 3 月 28 日
	南硫黄島(保護すべき天然記念物に富んだ代表的一定の区域)	昭和 47 年 11 月 24 日
鳥獣保護区	小笠原群島特別保護地区	令和 21 年 10 月 31 日まで
	小笠原群島鳥獣保護区	令和 21 年 10 月 31 日まで
	小笠原群島鳥獣保護区特別保護指定区域	令和 21 年 10 月 31 日までの各年 12 月 1 日から翌年 6 月 30 日まで
	西之島特別保護地区	令和 9 年 10 月 31 日まで
	西之島鳥獣保護区	令和 9 年 10 月 31 日まで
	北硫黄島特別保護地区	令和 11 年 10 月 31 日まで
	北硫黄島鳥獣保護区	令和 11 年 10 月 31 日まで
	南鳥島鳥獣保護区	令和 11 年 10 月 31 日まで

「日本の国立公園」(環境省ウェブサイト、令和 6 年 12 月参照)、
「自然環境保全地域」(環境省ウェブサイト、令和 6 年 12 月参照)、
「国指定文化財等データベース」(文化庁ウェブサイト、令和 6 年 12 月参照)、
「令和 6 年度鳥獣保護区等位置図」(令和 6 年、東京都環境局)より作成



「小笠原国立公園 父島・母島/小笠原諸島」（令和元年、東京都）より引用

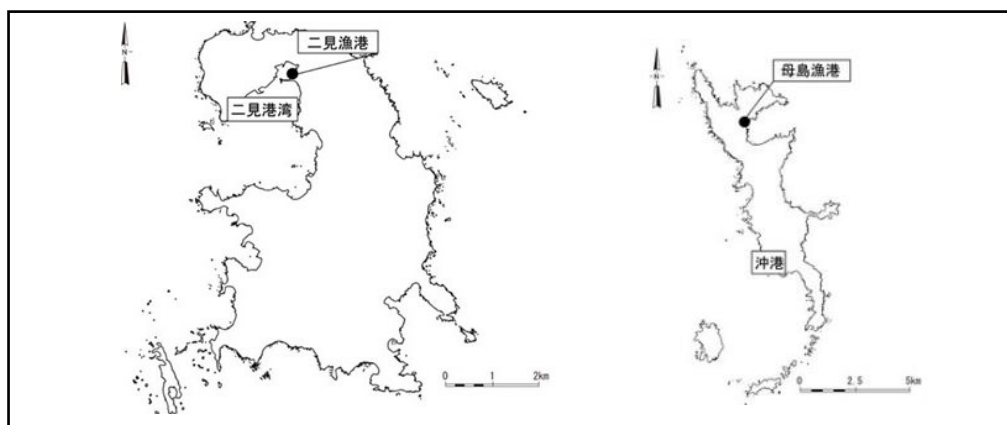
図 小笠原国立公園・世界自然遺産区域

（５）港湾・漁港

小笠原諸島には地方港湾の二見港、沖港と、第４種漁港の二見漁港、母島漁港がある。

本土と同諸島を結ぶ交通の拠点でもある二見港は、父島の西側の二見湾内に位置する静穏で安全な天然の良港であり、周辺海域の避難・補給基地等としての役割も担っている。二見湾内の最奥部にある二見漁港は年間を通じて比較的気象、海象の影響が少なく、地元漁船の拠点漁港であるとともに、周辺海域で操業する漁船の避難漁港として利用されている。母島の南西部に位置する沖港は、母島と父島を結ぶ海上交通の結節点となっている。母島漁港は母島の北東部の東港及び北港（湾の名称）にある天然の湾形を利用した漁港であり、周辺海域で操業する漁船の避難漁港等としての役割を担っている。

「管内概要」（令和６年、東京都小笠原支庁）等より作成



「港の紹介」（東京都小笠原支庁ウェブサイト、令和6年12月参照）より作成

図 小笠原諸島の漁港

（6）景観・レクリエーション

小笠原諸島には大村海岸、小港海岸、宮之浜、御幸之浜をはじめとする多くの浜が広がり、サンゴ礁や豊かな生物相、美しい景観を楽しむことができるとともに、海水浴やシュノーケリングなどに利用されている。海岸を望む景観地として、父島では千尋岩、ウェザーステーション展望台や長崎展望台、母島では眼下に南崎のサンゴ礁を望む小富士、夕日スポットであるサンセットシアターなど、多くのスポットが存在する。また、周辺の海はダイビング、シーカヤック、フィッシング、ホエールウォッチングなど、豊かな海の資源を活用したレクリエーションの場となっており、多くの観光客が訪れている。

「小笠原国立公園 見どころガイド」（環境省ウェブサイト、令和6年12月参照）、
「母島観光案内」（小笠原村ウェブサイト、令和6年12月参照）、現地調査結果等より作成



父島 大村海岸



母島 小富士から望む南崎

（7）動植物・生態系

小笠原諸島は島の誕生以来、一度も大陸と地続きになったことがなく、動植物が隔離された状態で進化してきたため、他の地域では見られない固有種が数多く存在しており、植物では自生種の約5割が固有とされている。

また、小笠原諸島の野生生物には学術上貴重なものが多く、個体数が少ないなど保護が必要とされる多数の動植物が、天然記念物や国内希少野生動植物種などに指定されて

いる。レッドデータブック東京では植物 168 種、哺乳類 2 種、鳥類 33 種、爬虫類 6 種、魚類 30 種、昆虫類 276 種、甲殻類 13 種、クモ類 12 種、貝類 88 種の計 628 種を都の保護上重要な野生生物種として定めており、海岸付近に生育・生息するオガサワラアザミ（植物：準絶滅危惧）やイソフジ（植物：絶滅危惧ⅠA 類）、オガサワラスナハキバチ父島母島亜種（昆虫類：準絶滅危惧）・賀島亜種（情報不足）、イケダメンハナバチ（昆虫：絶滅危惧Ⅱ類）、オガサワラツヤバチ（昆虫類：絶滅危惧Ⅱ類）、ヤシガニ（甲殻類：情報不足）等の多数の種が指定されている。

小笠原諸島はコアホウドリ、クロアシアホウドリ、カツオドリ等の多くの海鳥類の繁殖地となっている。また、アオウミガメは日本最大、世界有数の繁殖地となっている。

陸産貝類は 100 種以上が知られているが、固有種が 90%以上を占めている。いずれの固有種も父島を中心に近年減少しており、保護対策を進めている。

小笠原諸島の植物にも固有種が多く、小笠原諸島に自生する維管束植物の 40%あまりが固有種と考えられ独自の生態系を構成している。特にミカン科シロテツ属やキク科ワダンノキ属は属レベルで固有とされている。海岸付近から主稜線に至るまでの急傾斜の乾燥した岩礫地にはシマシャリンバイ、オガサワラビロウ、ヤロードなどを主としたシマシャリンバイ低木林が成立している。一方、小笠原諸島の海岸林はオオハマボウ、クサトベラ、テリハボク、モモタマナ、ハスノハギリなどの汎熱帯性樹種が中心となるが面積は狭い。

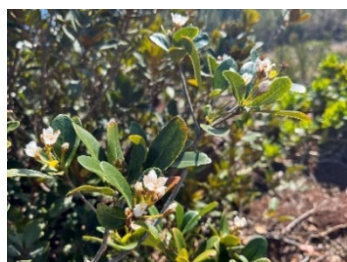
「動植物」（小笠原村ウェブサイト、令和 6 年 12 月参照）、「小笠原国立公園指定書及び公園計画書」（平成 21 年、環境省）、「レッドデータブック東京 2014～東京都の保護上重要な野生生物種（島しょ部）」（平成 26 年、東京都環境局）、「自然公園」（環境省ウェブサイト、令和 6 年 12 月参照）等より作成



アオウミガメ



クロアシアホウドリ*



シマシャリンバイ



テリハハマボウ*

*「環境省_小笠原国立公園_フォトアルバム」（環境省ウェブサイト、令和 6 年 12 月参照）
<https://www.env.go.jp/park/ogasawara/photo/index.html>

2 海岸漂着物等の現状

小笠原諸島のうち7島（父島、兄島、弟島、母島、賀島、媒島、嫁島）において、153地点で海岸漂着物等の現存量調査を平成22年11月～12月に行い、40地点を重点区域海岸に設定した（重点区域海岸については、Ⅳ 海岸漂着物等の円滑な処理対策を参照）。さらに令和6年10月には、調査要望のあった6地点の追加調査を行った。ごみの量は下表の被覆率法により評価した。

平成22年調査では全153地点中、「漂着物がないか少ない」という評価Ⅰの海岸が62地点で最も多く、ⅣやⅤと評価された地点はそれぞれ0地点、10地点と少なかった。令和6年調査でも、全6地点中、評価Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの海岸がそれぞれ2地点、1地点、2地点、1地点であり、Ⅴと評価された地点はなかった。

以上のことから、小笠原諸島における単位面積当たりの漂着物量は一般的に海岸漂着物等が大きな問題となっている日本海側の沿岸地域などと比べると少ないと考えられる。

ただし、回収活動が行われている海岸については、回収の実施により漂着物量が低く評価されていることも想定される。

表 海岸漂着物量の評価区分と現存量調査における地点数

海岸漂着物量の評価区分（被覆率法 小笠原版）		該当地点数	
ランク	状況	平成22年調査※	令和6年調査
Ⅰ	漂着物がないか少ない（被覆率1%未満）	62	2
Ⅱ	漂着物がやや多い（被覆率1～5%）	57	1
Ⅲ	漂着物が多い（被覆率5～10%）	24	2
Ⅳ	漂着物が非常に多い（被覆率10～50%）	10	1
Ⅴ	海岸は漂着物の山（被覆率50%以上）	0	0
		計153	計6

※ 浜の写真撮影ができず評価できなかった2地点を除く。



賀島（被覆率Ⅲ）



兄島滝之浦湾（被覆率Ⅱ）



父島ジニービーチ（被覆率Ⅰ）



父島中海岸（被覆率Ⅲ）



母島脇浜（被覆率Ⅰ）



母島長浜（被覆率Ⅲ）

調査の結果把握された海岸漂着物量の分布を次ページ以降に示す。

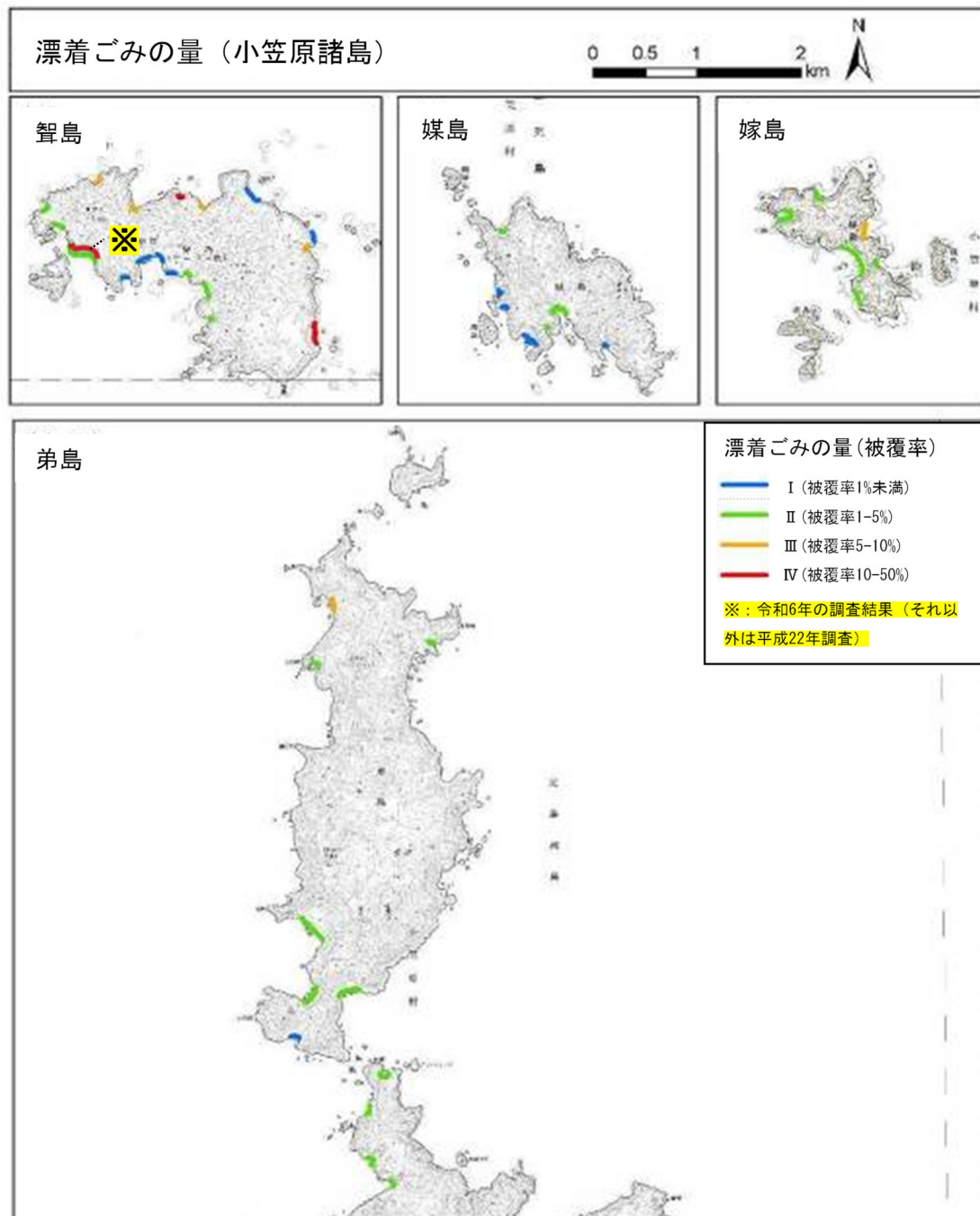


図 聟島列島・弟島における漂着物の量（被覆率法）

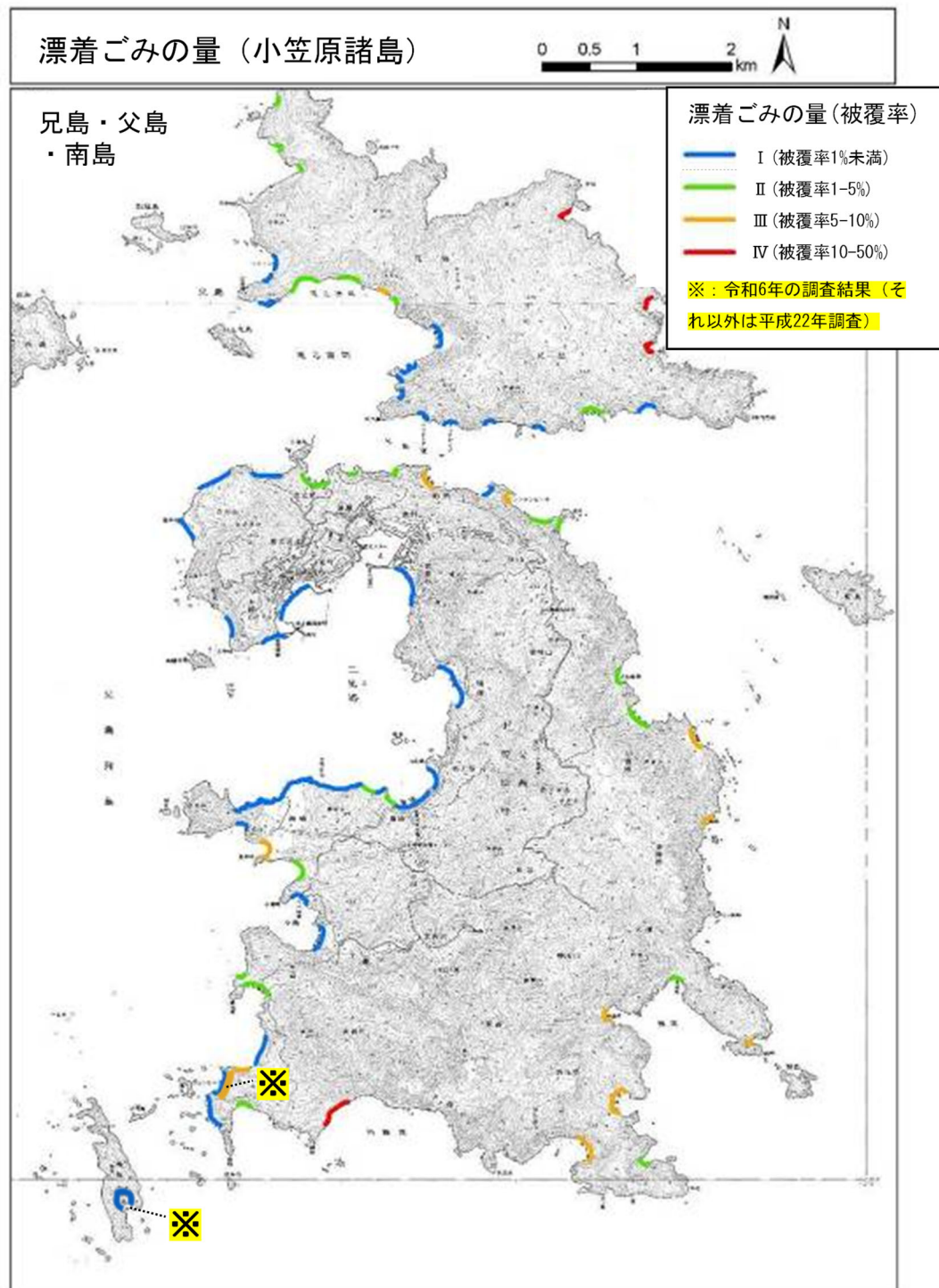


図 兄島・父島・南島における漂着物の量（被覆率法）

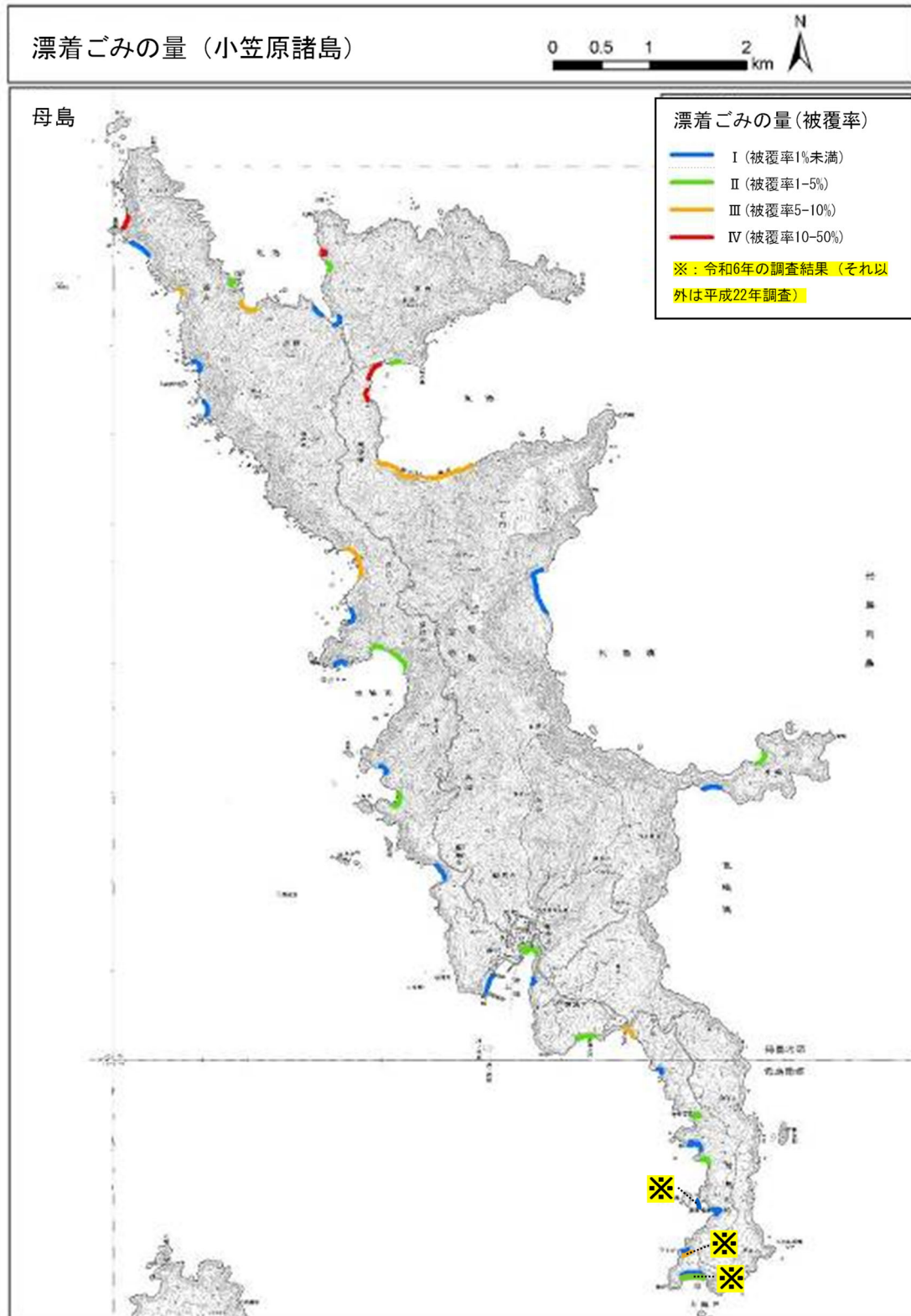


図 母島における漂着物の量（被覆率法）

3 海岸漂着物の種類

(1) 自然系/人工系の割合

現存量調査で確認された海岸漂着物の容積割合の内訳について、ペットボトル、魚網、浮きなどの人工系漂着物と流木や海藻などの自然系漂着物とは、半々となった。回収活動が行われている海岸では人工系漂着物が少ないが、回収があまり行われていない海岸では人工系漂着物が残存・蓄積していると考えられる。

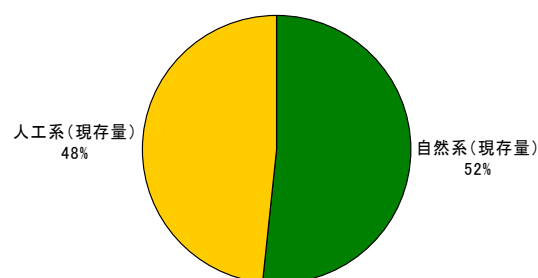


図 漂着物全体量の自然系及び人工系の容積割合

[本計画の平成 25 年度策定時調査結果より]

(2) 人工系漂着物の材質別割合

人工系漂着物の材質別の容積割合では、プラスチック・ビニール類が最も多く 85%を占め、次いで発泡スチロール類、木質類となった。

材質別の区分は下表の通り。

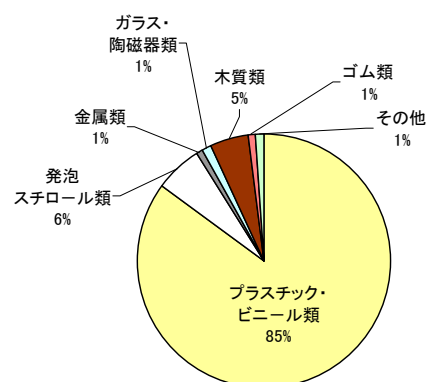


図 人工系漂着物の材質別割合

[本計画の平成 25 年度策定時調査結果より]

表 人工系漂着物の材質別の区分

[本計画の平成 25 年度策定時調査結果より]

材質別区分	内容
(1) プラスチック・ビニール類	ペットボトル、レジ袋、洗剤容器、容器キャップなど
(2) 発泡スチロール類	食品トレー、カップ麺容器、トロ箱、浮きなど
(3) 金属類	飲料缶、缶詰、スプレー缶、乾電池など
(4) 紙類	紙パック、紙コップ、新聞・雑誌など
(5) ガラス・陶磁器類	飲料用ガラス瓶、ガラス破片、電球、タイルなど
(6) 木質材料類	木製家具の破片、加工された木材など
(7) ゴム類	タイヤ、ボール、ビーチサンダルなど
(8) 布・植物繊維類	衣服、繊維性ロープなど
(9) 油脂類	船舶からの廃油による廃油ボールなど

注) 漁業系漂着物のうちロープ、魚網については、大半が化学繊維製であるため、プラスチック・ビニール類に含めた。

(3) 人工系漂着物の産業別割合

人工系漂着物の産業別の容積割合では、漁業系が最も多かった。海岸ごとの分布をみると、父島・母島の集落地周辺などの海岸は、他の海岸に比べると絶対量は少ないものの、生活系の漂着物の占める割合が大きいという特徴があった。

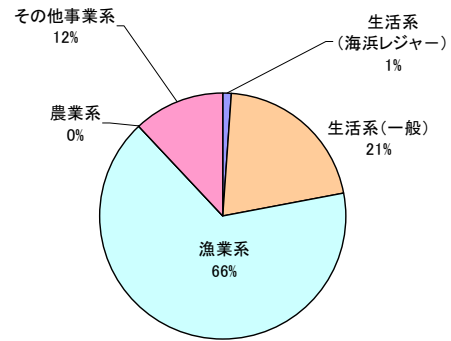


図 人工系漂着物の産業別割合
[本計画の平成 25 年度策定時調査より]

表 人工系海岸漂着物の発生源を考慮した産業別区分

[本計画の平成 25 年度策定時調査結果より]

産業別の区分	内容（写真は現存量調査において確認されたもの）
生活系 (海浜レジャー)	釣り糸、浮き、餌、花火など 
生活系（一般）	ペットボトル、洗剤容器、食品トレーなど 
漁業系	魚網、ロープ、浮き、仕掛けなど 
農業系	ビニールシート、肥料袋、ポットなど 

産業別の区分	内容（写真は現存量調査において確認されたもの）
その他事業系	パレット、コンテナ、ビール瓶ケースなど 

(4) 海外由来の漂着物

現存量調査において、海外由来のものと判別が可能であった漂着物（ペットボトル、ポリタンク等）について個数調査を行った。その結果、国籍別の割合は、中国が約半数、次いで台湾、韓国の順に多かった。これら3地域で海外由来漂着物の8割程度を占めていた。

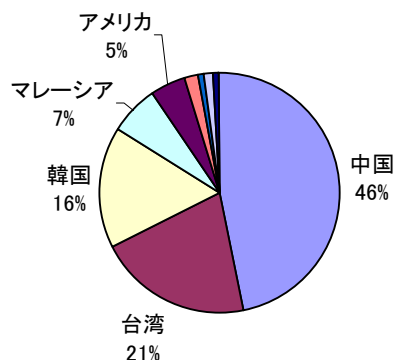


図 現存量調査における海外由来漂着物の国籍別割合（個数）

[本計画の平成 25 年度策定時調査より]

なお、環境省事業における調査分析においては、小笠原諸島における海岸漂着物のうち、海外由来と判別可能なものは 10%程度

であり、国籍別で見ると中国（6割以上）、台湾、韓国の3地域で全体の約9割を占めるという結果となっており*、現存量調査と同様の分析がなされている。ただし、漂着物は由来不明なものが多く、海外由来の割合はさらに多いかもしれない。

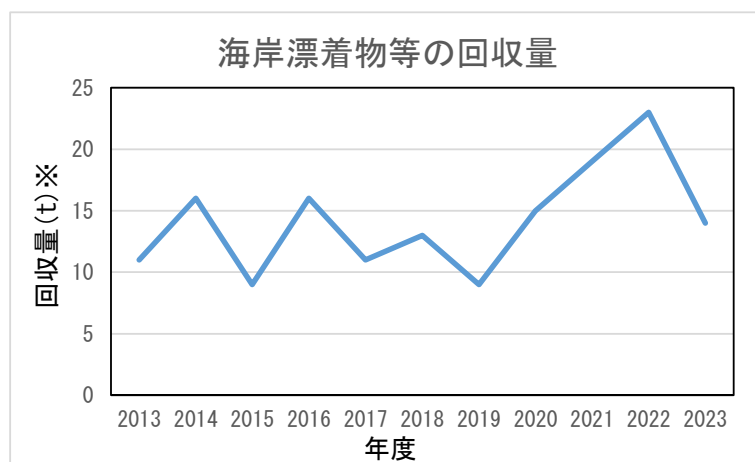
*「平成 24 年度マリンワーカー事業小笠原群島周辺属島環境美化清掃業務報告書」

（平成 24 年、環境省）より引用

4 海岸漂着物対策の実施状況と課題

(1) 回収・処理の実施状況

小笠原諸島における海岸漂着物等の回収活動は、住民、事業者、民間団体及び NPO など（以下「住民等」という。）の様々な主体が、海岸管理者等からの委託、ボランティア活動、行政や民間の財団からの補助により実施している。こうした活動により回収された海岸漂着物等の収集・運搬・処分（海上運搬・島外処理）の一部を小笠原村が海岸管理者等からの委託により行っている。回収量は下表のとおりである。



年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
回収量(t)	11	16	9	16	11	13	9	15	19	23	14

※ 回収量は、東京都（建設局、港湾局）及びボランティアによる回収量。

「地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）」（平成 25 年度～令和 5 年度、東京都）

より作成

図 小笠原諸島での海岸漂着物等の回収量

小笠原諸島で回収される海岸漂着物等は、プラスチック類、金属、ガラス類、危険物、流木などの自然物、その他に分別され、その多くは塩分を含んだプラスチック類の漁具や魚網・ロープ、容器などが占めている。

そのため、プラスチック類の海岸漂着物等は、小笠原村の一般廃棄物焼却施設での焼却処理が困難であり、基本的に島外へ搬出し、本土で処理している。

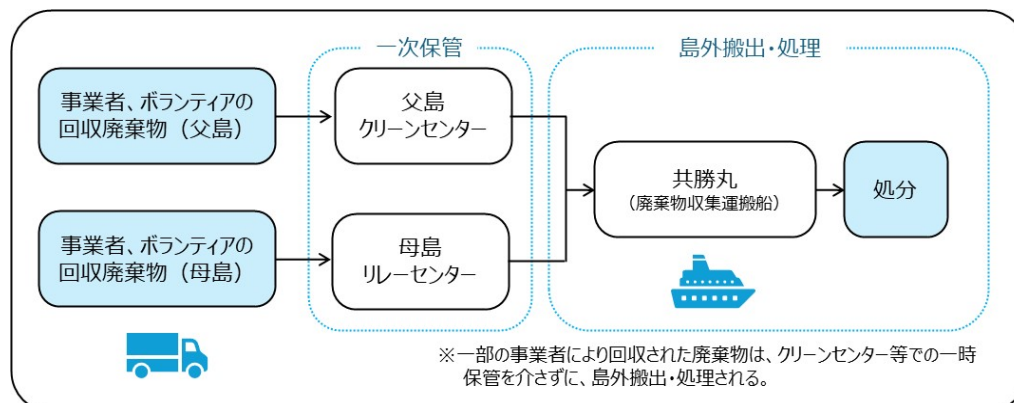


図 小笠原諸島における海岸漂着物等の処理の流れ



公益財団法人東京都環境公社より提供

共勝丸（廃棄物収集運搬船）への海岸漂着物等の積込みの様子

海岸漂着物等の回収については、海岸管理者等を主体とした回収のみならず、漁業協同組合、NPO、教育機関等による自主的な回収活動が小笠原諸島の幅広いエリアで行われている。また、「(3) 環境教育・普及啓発の実施状況」に記載しているとおり、環境教育や普及啓発活動と併せた清掃活動も多く行われ、漂着ごみの回収自体が住民等や様々な主体の意識醸成に貢献している。

(2) 回収・処理の課題

回収・処理における主な課題を以下に示す。

- ・ 集落地から陸路でアクセスが可能な海岸に限られており、その他の海岸は船によるアクセスが必要となることから、ボランティア活動による回収には限界がある。
- ・ 海岸漂着物等のほとんどは廃プラスチック類のため島外へ搬出し、本土で処理しており、海上運搬費用が必要になるなど、離島地域特有の課題を抱えている。
- ・ 海岸管理者等からの委託や住民等によるボランティア活動など、様々な実施主体によって回収活動が行われている。各主体間の協力体制や連携した取組を充実させることにより、更に効果を上げることが期待できる。

<コラム> ボランティアによる回収

小笠原諸島では、定期的な回収活動以外にも、住民等のボランティアによる回収活動が活発に行われている。また、漁業者や、カヤック、サーフィン、カヌー、ダイビング関連の事業者が、漂流ごみ・漂着ごみを操業中に自主的に回収している。住民等が回収したごみは、海岸近くのごみの一次集積場所に置かれ、後日、海岸管理者等からの委託により小笠原村が回収している。



ボランティアによる清掃活動



漂流ごみ

(3) 環境教育・普及啓発の実施状況

小笠原村では、平成6年に屋外のごみ箱を全て撤去して以来、屋外で発生するごみは、民宿・ホテルシップ・自宅等への持ち帰り徹底を継続して推進している。また、ごみの分別や資源リサイクル促進の徹底なども積極的に行われている。これらの取組については、住民等だけでなく、観光客に対しても積極的な働きかけが行われている。

そのような中で、海岸漂着物等の発生抑制を目的とした普及啓発活動としては、環境教育が小学校、中学校、高校と各段階で継続的に行われ、総合学習の一環としての海洋ごみに関する授業を実施している。また、行政機関、NPO、事業者等との協働により住民を巻き込んだ海岸清掃が行われている。

また、都では「TOKYO 海ごみゼロアクション」の活動を行っている。特設サイトにより、海ごみの現状や海ごみを減らす取組の紹介など東京の海ごみ問題をわかりやすく情報発信することで普及啓発を行っているほか、行政機関、NPO 等と協働して清掃イベントを行っている。



TOKYO 海ごみゼロアクションのウェブサイト^{*1}



TOKYO 海ごみゼロアクションでの清掃イベント^{*2}



イベントで設置された
ごみ回収ボックス^{*2}

^{*1} 「TOKYO 海ごみゼロアクション特設サイト」

(公益財団法人東京都環境公社ウェブサイト、令和6年12月参照)

^{*2} 「令和6年度 TOKYO 海ごみゼロアクション小笠原イベント報告書」(公益財団法人東京都環境公社)

(4) 環境教育・普及啓発の課題

今後、**住民等だけでなく観光客等の来島者に対する更なる普及啓発の推進が重要であることから**、情報発信をさらに強化するとともに、子供から大人まで幅広い年齢層を対象として海岸漂着物等の様々な課題と対応策を学び、自らの行動につなげる機会を増やすことにより、海岸漂着物等に係る発生抑制や、海岸清掃の取組を促進していくことが望まれる。

<コラム> 小・中・高等学校での普及啓発活動

小笠原村の小・中学校では、全校生徒による海岸清掃や、遠足で属島での清掃が行われている。また、小笠原高校でも、ウィンドサーフィンの大会の後に海上保安署と協力して大会の会場となった海岸を清掃したり、カリキュラムの一部として事業者と一緒に環境学習と併せた海岸清掃を行っている。



東京都立小笠原高等学校より提供

海岸清掃の様子

Ⅲ 小笠原諸島における海岸漂着物対策の推進に関する基本的方向

1 小笠原諸島における海岸漂着物対策の基本的な方針

海岸漂着物対策は、海岸漂着物等の円滑な処理と効果的な発生抑制を施策の両輪として、それらを通じて海岸における良好な景観及び環境の保全を図っていくものである。

海岸漂着物対策の実施に際しては、多様な主体の適切な役割分担と相互協力を図ることが肝要である。

小笠原諸島は、世界的にも貴重な自然環境を有しており、海岸漂着物対策の推進により、よりよい海岸環境を維持・保全していくことは、小笠原の自然環境の保全においても重要である。さらに、平成 23 年 6 月に世界自然遺産登録されて以降、登録地の責務の一つとして海岸漂着物対策の重要性が高まったと言える。また、世界自然遺産登録を契機に国内外から多様な層の観光客が訪れ、来島者数も増加していることから、観光客に対して海岸漂着物等の発生抑制のための普及啓発をしていくことも必要となる。

また、環境負荷低減のため、海岸漂着物等の処分に關しては、可能な限りリユース、リサイクルを優先し、資源の循環的な利用を行うことも必要となる。

海岸漂着物等の回収については、既に多くの住民等によって主体的に活動が実施されているなど、既存の活動が大きく貢献していることが調査結果からも明らかとなった。一方で、離島地域特有の地理的条件等から海岸漂着物等の回収が困難な海岸があることや処理には島外搬出が必要となり費用がかさむことなど様々な問題を抱えている。

これらの現状を踏まえ、今後の小笠原諸島における海岸漂着物対策は、関係主体の役割分担を基本として、多様な主体の参画・連携を得ながら効率的・効果的に回収・処理を図り、併せて発生抑制のための対策を推進することにより、世界自然遺産登録地である小笠原諸島における豊かで美しい海岸環境の保全を図ることを、基本的な方針としていく。

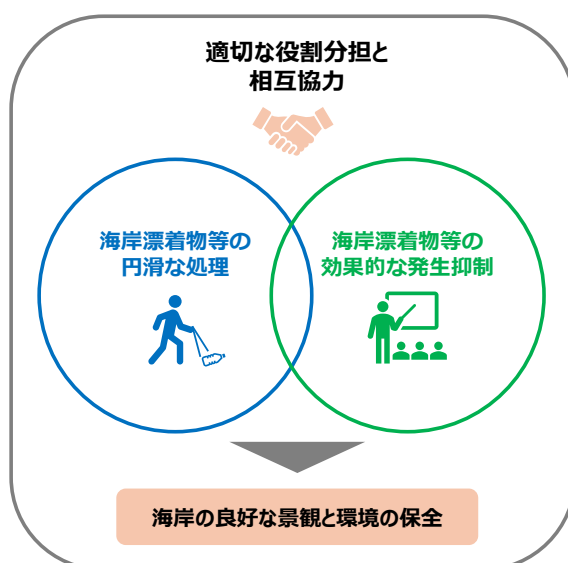


図 小笠原諸島における海岸漂着物対策の基本的な方針のイメージ

2 目指すべき姿・目標

本計画において海岸漂着物対策を推進するに当たっての目指すべき姿・目標は次のとおりである。

- ・関係する主体が相互に協力しながら、能動的に海岸漂着物対策を実施している。
- ・住民等が主体的かつ継続的に回収・清掃活動を実施している。
- ・海岸漂着物量の経年の変化の傾向を捉えることができる。
- ・処理対策及び発生抑制対策により、海岸が美しく保たれていることが実感できる。



父島 大村海岸

3 海岸漂着物処理推進法における関係主体の役割分担の考え方

海岸漂着物対策に取り組む上での関係主体の役割分担は、海岸漂着物処理推進法における次の（１）から（６）までの考え方を基本としつつ、小笠原諸島における実情を踏まえ、地域で連携・協力できるよう本計画の中で定めていく。

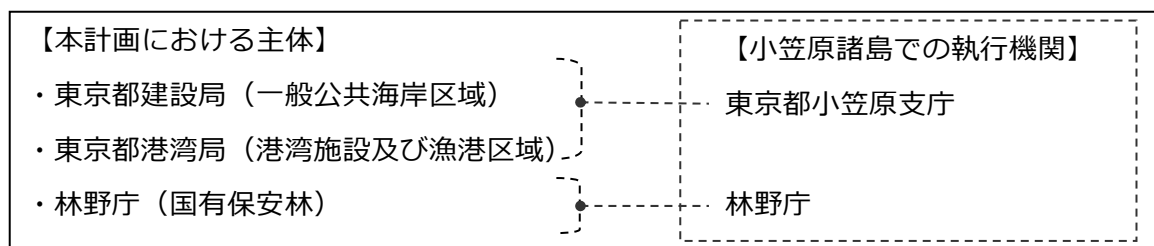
（１）国

- 海岸漂着物対策に関し、総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。（海岸漂着物処理推進法第 9 条）
- 海岸漂着物対策が、海岸を有する地域のみならずすべての地域において、国、地方公共団体、事業者、国民、民間の団体等が相互に連携を図りながら協力することにより着実に推進されることにかんがみ、これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする（同法第 12 条）。
- 海岸漂着物の流出に関し、都道府県間の協力を円滑に行う必要があると認めるときは、当該協力に関し、あっせんを行うことができる（同法第 19 条第 2 項）。
- 外交上適切な対応をするとともに、海岸漂着物等の発生の状況及び原因に関する調査、民間の団体等との緊密な連携の確保等、環境教育の推進、普及啓発、調査研究等、海岸漂着物対策の推進に関する施策を講じるよう努める（同法第 21 条、第 22 条及び第 25 条から第 28 条まで）。

- 地域住民の生活又は経済活動に支障を及ぼす漂流ごみ等の円滑な処理の推進を図るよう努める（同法第 21 条の 2）。
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）その他の法令の規定に基づく規制と相まって、森林、農地、市街地、河川、海岸等においてみだりにごみその他の汚物又は不要物を捨てる行為を防止するため、必要な措置を講ずるよう努める（同法第 23 条）。
- 土地の占有者又は管理者に対し、その占有し、又は管理する土地から海岸漂着物又は漂流ごみ等となる物が河川その他の公共の水域又は海域へ流出し、又は飛散することとならないよう、当該土地の適正な管理に関し必要な助言及び指導を行うよう努める（同法第 24 条第 1 項）。
- 海岸漂着物対策を国際的協調の下で推進することの重要性に鑑み、海岸漂着物対策の推進に関する国際的な連携の確保及び海岸漂着物等の処理等に関する技術協力その他の国際協力の推進に必要な措置を講ずるものとする（同法第 28 条の 2）。
- 海岸漂着物対策を推進するために必要な財政上の措置を講じなければならない。財政措置を講ずるに当たっては、大量の海岸漂着物の在する離島における漂着物の処理経費について、特別の配慮をするものとする（同法第 29 条第 1 項及び第 2 項）。

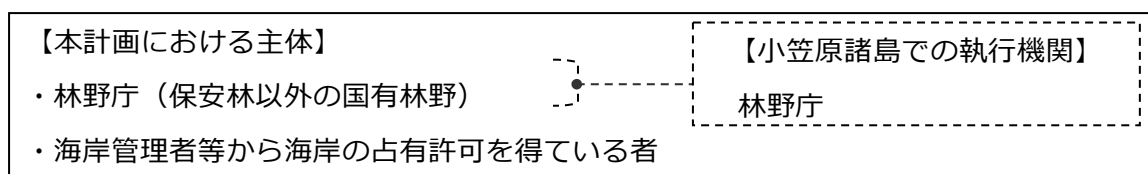
（２）海岸管理者等（海岸漂着物処理推進法第 2 条第 4 項に定めるものをいう。以下同じ。）

- その管理する海岸の土地において、その清潔が保たれるよう海岸漂着物等（漂流ごみ等を除く。）の処理のため必要な措置を講ずる（同法第 17 条第 1 項）。



（３）占有者等（海岸管理者等ではない海岸の土地の占有者（占有者がいない場合には管理者））

- その占有し、又は管理する海岸の土地の清潔が保たれるよう努める（同法第 17 条第 2 項）。
- 当該土地において一時的な事業活動その他の活動を行う者に対し、当該事業活動等に伴って海岸漂着物又は漂流ごみ等となる物が河川その他の公共の水域又は海域へ流出し、又は飛散することとならないよう、必要な要請を行うよう努める（同法第 24 条第 2 項）。



（４）地方公共団体（都道府県）

- 海岸漂着物処理推進法第３条から第８条までに規定する海岸漂着物対策に関する基本理念にのっとり、海岸漂着物対策に関し、その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する（同法第１０条）。
- 海岸管理者等や占有者等による海岸漂着物等（漂流ごみ等を除く。）の円滑な処理が推進されるよう、必要な技術的助言やその他援助をすることができる（同法第１７条第４項）。
- 海岸漂着物の多くが他の都道府県の区域から流出したものであることが明らかな場合、海岸管理者等の要請に基づき、当該都道府県に処理等の事項に関し協力を求めることができる（同法第１９条第１項）。
- 都道府県知事は、海岸漂着物が存することに起因して地域の環境の保全上著しい支障が生ずるおそれがあると認める場合において、特に必要があると認めるときは、環境大臣その他の関係行政機関の長に対し、当該海岸漂着物の処理に関する協力を求めることができる（同法第２０条）。
- 地域住民の生活又は経済活動に支障を及ぼす漂流ごみ等の円滑な処理の推進を図るよう努める（同法第２１条の２）。
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）その他の法令の規定に基づく規制と相まって、森林、農地、市街地、河川、海岸等においてみだりにごみその他の汚物又は不要物を捨てる行為を防止するため、必要な措置を講ずるよう努める（同法第２３条）。
- 占有者等に対し、その占有し、又は管理する土地から海岸漂着物又は漂流ごみ等となる物が河川その他の公共の水域又は海域へ流出し、又は飛散することとならないよう、当該土地の適正な管理に関し必要な助言及び指導を行うよう努める（同法第２４条第１項）。
- 発生状況及び原因に関する調査、民間の団体等との緊密な連携の確保等、環境教育の推進、普及啓発、海岸漂着物対策の推進に関する施策を講じるよう努める（同法第２２条及び第２５条第１項、第２項及び第２６条から第２７条まで）。



(5) 地方公共団体（市町村）

- 海岸漂着物処理推進法第3条から第8条までに規定する海岸漂着物対策に関する基本理念にのっとり、海岸漂着物対策に関し、その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する（同法第10条）。
- 海岸漂着物等（漂流ごみ等を除く。）の処理に関し、必要に応じ、海岸管理者等又は占有者等に協力する（同法第17条第3項）。
- 海岸漂着物等（漂流ごみ等を除く。）により住民の生活又は経済活動に支障が生じていると認める場合は、海岸を管理する海岸管理者等に必要な措置を講ずるよう要請することができる。（同法第18条）。
- 地域住民の生活又は経済活動に支障を及ぼす漂流ごみ等の円滑な処理の推進を図るよう努める（同法第21条の2）。
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他の法令の規定に基づく規制と相まって、森林、農地、市街地、河川、海岸等においてみだりにごみその他の汚物又は不要物を捨てる行為を防止するため、必要な措置を講ずるよう努める（同法第23条）。
- 占有者等に対し、その占有し、又は管理する土地から海岸漂着物又は漂流ごみ等となる物が河川その他の公共の水域又は海域へ流出し、又は飛散することとならないよう、当該土地の適正な管理に関し必要な助言及び指導を行うよう努める（同法第24条第1項）。
- 発生状況及び原因に関する調査、民間の団体等との緊密な連携の確保等、環境教育の推進、普及啓発等の海岸漂着物対策の推進に関する施策を講じるよう努める（同法第22条及び第25条第1項、第2項及び第26条から第27条まで）。

【本計画における主体】

・小笠原村

(6) 事業者、国民

- 事業者は、その事業活動に伴って海岸漂着物等が発生することのないように努めるとともに、国及び地方公共団体が行う海岸漂着物対策に協力するよう努めなければならない（同法第11条第1項）。
- 国民は、海岸漂着物対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国及び地方公共団体が行う海岸漂着物対策に協力するよう努めなければならない（同法第11条第2項）。
- 事業者及び国民は、その所持する物を適正に管理し、若しくは処分すること、又はその占有し、若しくは管理する土地を適正に維持管理すること等により、海岸漂着物

等の発生の抑制に努めなければならない（同法第 11 条第 3 項）。

- 事業者は、マイクロプラスチックの海域への流出が抑制されるよう、通常の用法に従った使用の後に河川その他の公共の水域又は海域に排出される製品へのマイクロプラスチックの使用の抑制に努めるとともに、廃プラスチック類の排出が抑制されるよう努めなければならない（同法第 11 条の 2）。

【本計画における主体】

・住民等（住民、事業者、民間団体及び N P O など）、観光客等の来島者

4 関係主体間の相互協力

国、海岸管理者等、占有者等、都、小笠原村、地域住民及び民間団体間等の多様な主体が、適切な役割分担と相互協力によって海岸漂着物対策を推進することが重要であることから、都が中心となって、関係主体間の情報共有や、連携・協力するためのネットワークづくりを目指していく。

（１）行政間の連携

都は、小笠原諸島における海岸漂着物対策の推進に当たり、国、海岸管理者等、占有者等及び小笠原村などの関係行政機関と情報共有・調整を行う体制を確保し、回収・処理等が円滑に行われるよう支援に努める。

（２）住民等の積極的な参画の推進

小笠原諸島においては、既に様々な主体によって海岸漂着物等の回収・処理活動が行われているが、今後も住民等の連携・協力、積極的な参画が円滑にできるように、都及び小笠原村は、国、海岸管理者等及び占有者等の行政機関と協力し、海岸漂着物等に関する知識の普及や情報の提供等を行うなどの支援に努める。

（３）有識者・民間団体（地域外）等との連携

都及び小笠原村は、海岸漂着物対策の推進に当たり、海岸漂着物対策に知見があり、幅広いネットワーク等を有する民間団体や有識者等との連携を確保し、海岸漂着物対策や海岸漂着物等の発生抑制のための普及啓発に活用するように努める。

海岸漂着物対策における関係主体の役割分担と相互協力のイメージは下図のとおりである。基本的方向に沿った各対策の具体的な内容については、Ⅳ以降で定める。

適切な役割分担と相互協力

海岸漂着物等の
円滑な処理海岸漂着物等の
効果的な発生抑制

国

総合的な施策の策定、実施、対策推進の財政支援

- ・回収技術等の調査研究
- ・技術的助言、情報提供
- ・財政上の措置

- ・外交上の適切な対応
- ・普及啓発、環境教育等の実施及び支援

東京都環境局

計画策定・海岸漂着物対策の調整・推進

- ・処理対策実施の支援、技術支援

- ・発生抑制対策の実施及び支援
- ・普及啓発、環境教育の実施及び支援

海岸管理者等、占有者等
(東京都建設局・港湾局、林野庁)

- ・海岸漂着物の回収、処理
(海岸管理者等)
- ・海岸の清潔保持(占有者等)

- ・発生抑制対策への協力

地元自治体(小笠原村)

- ・海岸管理者等、占有者等への協力

- ・都と連携した発生抑制対策、普及啓発、環境教育の実施

住民、事業者、民間団体、NPO等

- ・海岸管理者等、占有者等への協力
- ・回収、清掃活動の実施

- ・発生抑制対策への協力

図 海岸漂着物対策における関係主体の役割分担と相互協力のイメージ

IV 海岸漂着物等の円滑な処理対策

1 対策方針

小笠原諸島での地域の実情に合わせた海岸漂着物等の円滑な処理対策は、基本的方向を踏まえた次の方針に基づき具体的に実施していくこととする。

海岸漂着物等の円滑な処理対策の方針

- (1) 都は、海岸漂着物対策を重点的に推進する海岸の区域（重点区域海岸）を設定する。
- (2) 海岸管理者等は、所管する重点区域海岸における海岸漂着物等（漂流ごみ等を除く。）の処理を行う。
- (3) 占有者等は、所管する重点区域海岸において清潔保持に努める。
- (4) 小笠原村は、必要に応じ、海岸管理者等及び占有者等による処理対策に協力する。
- (5) 都は、住民等による主体的かつ自発的な回収活動について、その活動を尊重しながら、今後も継続実施が図られるよう、小笠原村の協力を得て技術的な支援等を行う。
- (6) 漂流ごみは国、都、小笠原村等が協力して円滑な処理の推進を図るよう努める。



父島 宮之浜

2 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域（重点区域海岸）の設定

「重点区域海岸」とは、海岸漂着物処理推進法において、国の基本方針に沿って海岸漂着物対策を重点的に推進する区域を指す。

小笠原諸島のうち聟島列島、父島列島、母島列島、北硫黄島は「国立公園」に指定され、多くの陸域・海域は世界自然遺産にも登録されていることから、海岸線全域の保全が重要であるが、その中でも、自然環境や景観、観光、漁業等の経済活動等の観点から、国の補助金を活用し、重点的に取り組むべき区域を「重点区域海岸」として設定することにより、効果的な回収・処理に努める。

(1) 設定の方法

重点区域海岸の設定に当たっては、事前調査の結果に基づき、次の設定条件について、まず主要な島ごとに整理を行い、次に、抽出された島の海岸ごとに同様の条件で詳細を整理し、関係行政機関などの意見を聞き、重点区域海岸として平成 25 年度に 40 海岸を設定した。令和 6 年度は新たに小笠原村から調査要望があった海岸について、現地調査及び重点区域海岸の設定条件を鑑み、重点区域海岸として 5 海岸を追加することとした。その他、既存の重点区域海岸について、ウミガメの産卵が確認されている海岸の変更を行った。

表 重点区域海岸の設定条件

項目		内容
①海岸漂着物量		海岸漂着物量の多い海岸 (現存量調査の結果による被覆率が高い海岸。ただし、現存量調査対象でない島の場合は、回収実績の有無で判断)
②次のいずれかに該当	海岸利用	海水浴、サーフィン、スノーケリングなどの海岸利用が多い海岸
	自然環境	ウミガメの産卵・ふ化や海鳥の繁殖などが確認されている海岸
③実施の困難性		海岸へのアクセス性など漂着物の回収に当たっての困難性の評価 (有人島からの距離、陸上からのアクセスや接岸可能な海岸であるかどうかなど)

(2) 設定した重点区域海岸(45 海岸)の概要

表 重点区域海岸一覧表

番号	島名	名称	①漂着物量 (被覆率) 注1)	②いずれか に該当注1)		③実施の 困難性	海岸の所管注2)		設定 年度 注3)
				海岸 利用	自然 環境		海岸管理者等	占有者等	
1	智島	小花浜	Ⅳ	利用	カメ	海から	東京都建設局	林野庁	R6
2	父島	宮之浜	Ⅱ	利用	カメ	陸から	東京都建設局		H25
3		大村海岸	I*	利用	カメ	陸から	東京都建設局		H25
4		製氷海岸	I*	利用	カメ	陸から	東京都港湾局		H25
5		境浦	I*	利用	カメ	陸から	東京都建設局 林野庁(保安林)		H25
6		二業地	Ⅲ		カメ	陸から		林野庁	H25
7		扇浦	I*	利用	カメ	陸から	東京都建設局	林野庁	H25
8		扇浦西-1	Ⅱ	利用		陸から		林野庁	H25
9		扇浦西-3	Ⅱ		カメ	陸から		林野庁	H25
10		松山	I*		カメ	陸から		林野庁	H25
11		野羊山付け根 南側	I*		カメ	海から		林野庁	H25
12		焼場海岸	Ⅱ	利用	カメ	陸から		林野庁	H25
13		コペペビーチ	I*	利用	カメ	陸から		林野庁	H25
14		小港海岸	I*	利用	カメ	陸から		林野庁	H25
15		オ二海岸	Ⅱ			陸から	林野庁(保安林)		H25
16		ブタ海岸	Ⅱ	利用	カメ	陸から	東京都建設局		H25
17		西海岸	Ⅲ		カメ	海から	東京都建設局		H25
18		中海岸	Ⅲ		カメ	海から	東京都建設局		H25
19		東海岸	Ⅱ		カメ	海から		林野庁	H25
20		石浦	Ⅲ		カメ	陸から		林野庁	H25
21		初寝浦	Ⅱ	利用	カメ	陸から	林野庁(保安林)		H25
22		北初寝浦	Ⅱ	利用	カメ	陸から	東京都建設局		H25
23		釣浜	Ⅲ	利用		陸から	東京都建設局		H25
24		ジョンビーチ	Ⅲ	利用	カメ	海から	東京都建設局		R6
25	弟島	広根崎	Ⅱ		カメ	海から		林野庁	H25
26		黒浜	Ⅱ		カメ	海から	東京都建設局		H25
27		西海岸	Ⅱ		カメ	海から	東京都建設局		H25
28		東海岸	Ⅱ		カメ	海から		林野庁	H25
29	兄島	ウグイス浜	I*	利用	カメ	海から	東京都建設局		H25
30		滝之浦	I*	利用	カメ	海から	東京都建設局		H25
31		キャベツビー チ	I*	利用		海から		林野庁	H25
32		タマナビーチ	I*	利用	カメ	海から		林野庁	H25
33		万作浜	Ⅱ	利用	カメ	海から	東京都建設局		H25
34	南島	鮫池	I**	利用	海鳥	海から		林野庁	R6

番号	島名	名称	①漂着物量 (被覆率) 注1)	②いずれかに該当注1)		③実施の 困難性	海岸の所管注2)		設定 年度 注3)
				海岸 利用	自然 環境		海岸管理者等	占有者等	
35	母島	脇浜	I*	利用	カメ	陸から	東京都港湾局		H25
36		前浜	II	利用	カメ	陸から	東京都建設局		H25
37		御幸之浜	II	利用		陸から	林野庁(保安林)		H25
38		南京浜	III	利用		陸から	林野庁(保安林)		H25
39		東港	IV	利用 ***		陸から	東京都港湾局		H25
40		北港	I*	利用		陸から	東京都港湾局		H25
41		ワイビーチ	III	利用	カメ	海から		林野庁	R6
42		南崎	II	利用		海から		林野庁	R6
43	向島	小湊	実績あり		カメ	海から		林野庁	H25
44		コベペ浜	実績あり		カメ	海から		林野庁	H25
45	平島	北西部の浜	実績あり		カメ	海から		林野庁	H25

注1) ① 海岸漂着物量：平成22年調査結果（一部海岸については、令和6年に実施した追加調査の結果）を表す。海岸漂着物量の評価区分（P10参照）におけるランクⅡ以上を被覆率が多いとして扱った。なお*は、被覆率がⅠであったが、海岸漂着物等の回収実績が確認されたため、被覆率が多い海岸として扱った。また、**は、被覆率がⅠであったが、現地調査及び令和6年に実施したヒアリングにより、漂流ごみが蓄積する場合があることが確認されている。

② 海岸利用：利用（海岸利用が多いことを表す。）なお***は、平成25年度計画策定時の意見交換会での意見による。

自然環境：カメ（ウミガメの産卵が確認されていることを表す。）

（認定特定非営利活動法人エバーラスティング・ネイチャーより提供）

海鳥（海鳥の繁殖が確認されていることを表す。）

（「南島自然環境調査過年度調査結果とりまとめ報告書」（令和5年3月、東京都小笠原支庁）より作成）

注2) 海岸の所管：東京都…海岸管理者等は東京都の該当局

保安林…林野庁が管理する国有保安林

林野庁…保安林以外の国有林（海岸の土地の占有者）

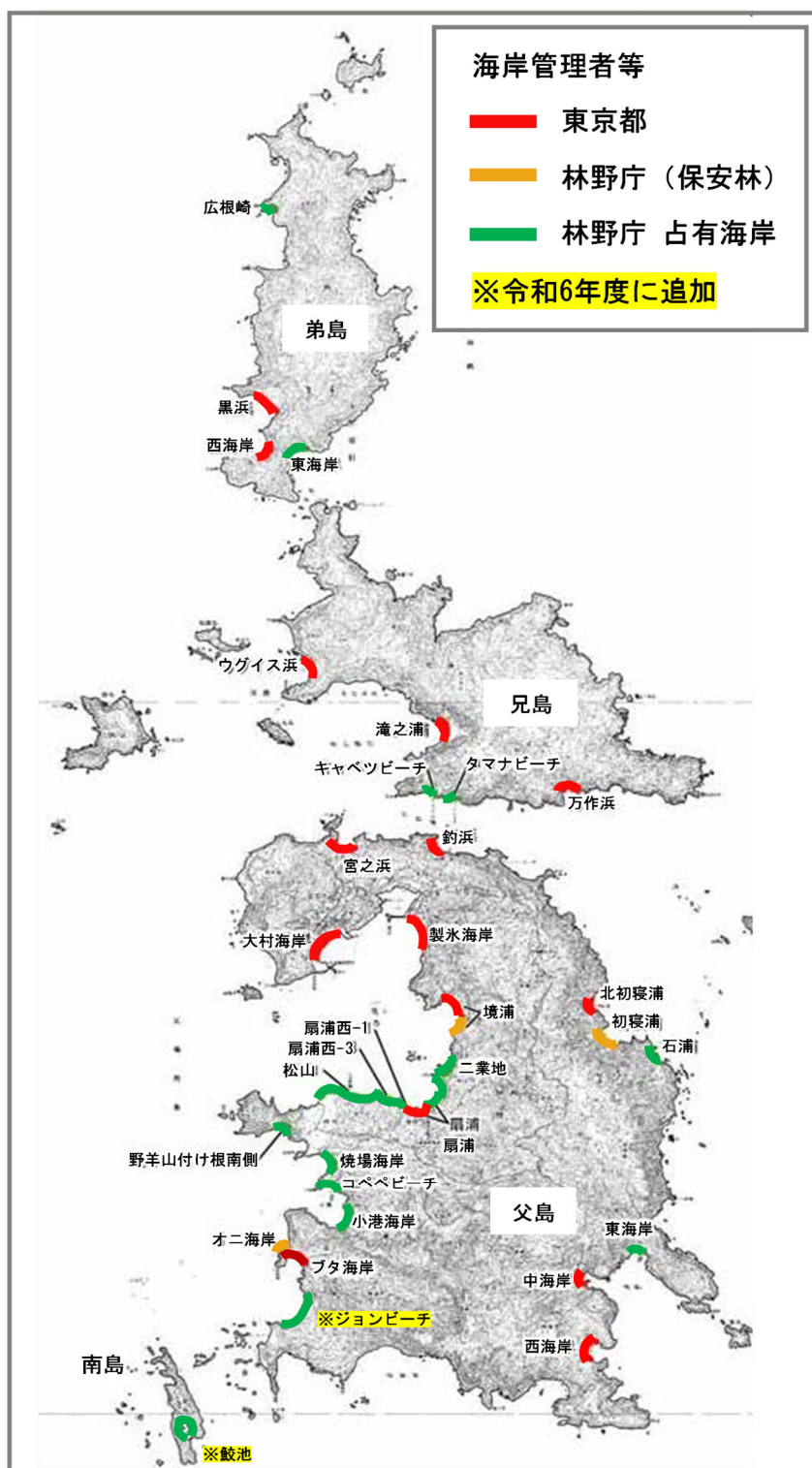


図 重点区域海岸（聳島列島・父島列島）

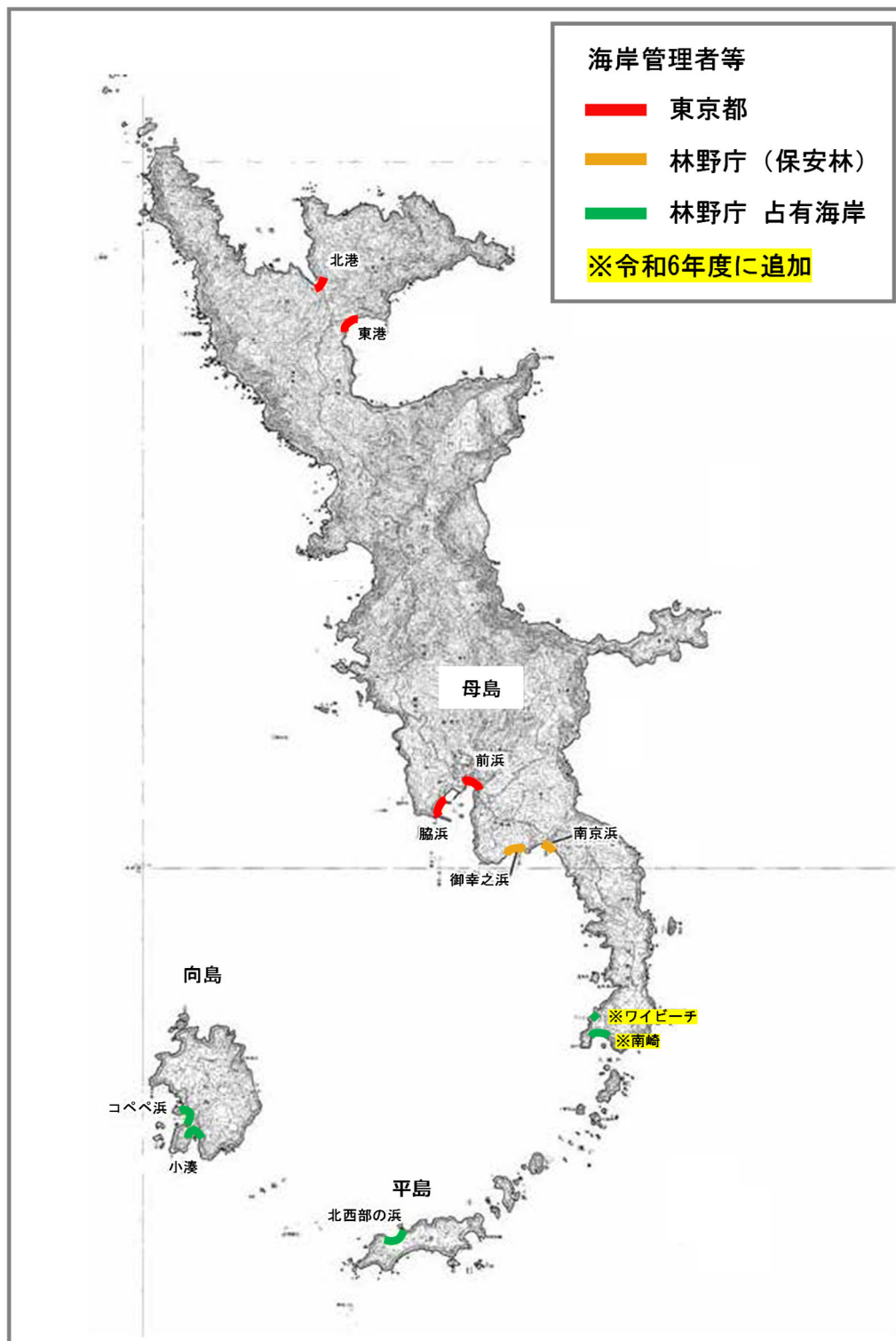


図 重点区域海岸（母島列島）

3 対策内容

海岸漂着物対策における具体的な取組内容と役割分担等は、基本的方向及び対策方針に基づき定める。既に行われている地域の取組状況を踏まえ、より効果的・効率的な回収・処理が可能となるよう、各主体による活動の連携や情報共有を図り海岸漂着物対策を進めていくことが重要である。各重点区域海岸については、海岸漂着物等の状況を踏まえて、適宜必要な回収・処理を実施する。

重点区域海岸の海岸漂着物等の回収から処理の対策内容は下表のとおりとする。

表 回収・処理に関する対策内容

事 項	具体的な取組	関係主体
各主体の連携	○ 都は、各主体の協力を得て、実施時期や場所等の把握に努め、計画的に実施が図られるよう、事前の調整に努める。	都 各実施主体
回収	(日常的な回収活動)	海岸管理者等 占有者等 住民等 小笠原村 都
	○ 海岸管理者等は、都、小笠原村及び住民等と連携し実施する。	
	○ 住民等による回収活動については、自発性・主体性を尊重し、継続して実施するよう努める。	
	○ 都は、住民等による継続的な実施が図られるよう、小笠原村と協力し支援を行う。	
処理	(海岸管理者等による大型ごみ等の回収)	海岸管理者等 占有者等 小笠原村 都
	○ 大型で重機等の使用や船による回収が必要な海岸漂着物等は、海岸漂着物等の多い海岸を優先して計画的に実施する。	
	○ 必要に応じて小笠原村などと連携して実施する。	
	○ 海岸管理者等が、廃棄物処理のノウハウを有する小笠原村と連携し実施する。	
収集運搬 島内中間処理 島外搬出・処分	○ 実施に当たっては、海岸管理者等は、小笠原村と「協定」等を締結するなど、連携した実施体制の確保に努める。	海岸管理者等 占有者等 小笠原村 都
	○ 海岸漂着物等の処分に關しては、可能な限りリユース、リサイクルを優先する。	
	○ 都は、収集・運搬・処分について小笠原村と協力し、支援を行う。また、運搬ルートや処分の合理化、処理施設のある自治体との調整連携など、効率的な処理体制の構築を目指す。	

事 項	具体的な取組	関係主体
住民等との窓口	○ 小笠原村は、回収活動を行う住民等との一次的な連絡相談・調整の窓口を担う。	小笠原村
特記事項	○ 事業者がその事業として海岸漂着物等の回収を行う場合は、回収した海岸漂着物等は、自らの責任において適正に処理する。 ○ 占有者等は、その管理する海岸について、海岸管理者等と同様の役割を担うことを期待されることから、海岸管理者等の役割に準じ、清潔の保持に努めるものとする。	

4 緊急時等の対応

(1) 台風等による災害時の対応

小笠原諸島では、特に台風により大量海岸漂着物等が海岸に漂着する被害が多発し、その円滑な処理対策を講じることは海岸漂着物対策の重要な課題である。

海岸管理者等は、速やかに被害の情報収集に努め、東京都小笠原支庁や小笠原村などの関係機関と連携し処理する。

占有者等は、海岸管理者等に準じた取組に努める。

大規模な災害による被害については、災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業や、災害廃棄物処理事業費補助金の制度の活用を検討する。

(2) 災害時以外の対応

災害などに起因せず大量又は大型の海岸漂着物が漂着した場合は、海岸管理者等は、速やかに情報収集に努め、小笠原村などの関係機関と連携し処理する。

占有者等は、海岸管理者等に準じた取組に努める。

例えば、小笠原諸島では、周辺海域に鯨類やアオウミガメが生息しており、これらがストランディング（座礁・漂着）した場合には、「鯨類座礁対処マニュアル」（令和4年6月17日（令和6年7月一部改正）、水産庁）に準じ、海岸管理者等、占有者等、小笠原村、民間団体、東京都小笠原支庁（水産部署）等が連携して対応することとする。

(3) 船舶等から流出した油や有害液体物質等の対応

船舶等から流出した油や有害液体物質等については、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）」等に基づき防除措置等を適切に実施する。

(4) 海岸漂着危険物の対応

海岸管理者等及び占有者等は、海岸漂着危険物がある場合、「海岸漂着危険物対応ガイドライン（平成21年6月、農林水産省、国土交通省）」、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（令和5年5月、環境省）を遵守して適切に処理を行うとともに、安全対策に努める。その際、必要に応じ国、都、その他関係機関との協議や技術的支援を求めることができる。

また、都は、海岸管理者等、占有者等及び小笠原村の協力を得て、住民等が実施する海岸漂着物等の回収に際し、海岸漂着危険物に対する安全性の確保を図るため、上記ガイドライン等必要な情報の提供、危険物管理等に関する知識の普及・助言等を行い、回収における安全性の確保に努める。

（５）漂流ごみ等への対応

小笠原諸島の周辺海域において漂流し、又はその海底に存する漂流ごみ等は、海洋環境に影響を及ぼすとともに、船舶の航行の障害や漁業操業の支障となることから、回収処理を講ずる際には、国の基本方針を踏まえ、国、都、小笠原村、漁業関係者等が連携・協力を図りつつ、必要な措置を講ずるように努める。

Ⅴ 海岸漂着物等の効果的な発生抑制対策

１ 対策方針

小笠原諸島での地域の実情に合わせた海岸漂着物等の発生抑制対策及び発生抑制のための普及啓発等は、基本的方向を踏まえた次の方針に基づき具体的に実施していくこととする。

海岸漂着物等の効果的な発生抑制対策の方針

- （１）対策の対象地域は小笠原諸島全域とし、対策の対象者には住民等を始め観光客等の来島者も含む。
- （２）実施主体は、原則として都及び小笠原村とするが、海岸管理者等及び占有者等の関係主体もそれに協力する。
- （３）発生抑制対策は短期的な取組では効果が得られないことから継続的な実施を行う。
- （４）都及び小笠原村で行う廃棄物の適正処理や減量化施策等と連携した対策を実施する。

2 対策内容

表 発生抑制・普及啓発に関する対策内容

事 項		具体的な取組	関係主体
発生抑制	廃棄物等の水域等への流出又は飛散の防止	○ 都及び小笠原村は、長期的には海岸漂着物等の発生抑制につながるという観点から、「東京都資源循環・廃棄物処理計画」（令和3年9月、東京都環境局）に基づき、プラスチックを含む資源の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、循環型社会の構築を目指す。 ○ 小笠原村は、住民等や観光客等の来島者、事業者等と協力してごみの水域等への流出又はポイ捨てなどによる飛散をさせることのないようにし、ごみの投棄・散乱防止に努める。特に、廃プラスチックについては、マイクロプラスチックになる前に、前述の排出抑制に努める。	都 小笠原村
	普及啓発の推進	○ 都や小笠原村は、パンフレットやホームページ、広報誌などを活用して海岸漂着物等に対する理解を深め、実情や取組状況の周知及び活動参加の呼びかけを図る。 ○ こうした取組は、観光協会等と連携することにより、住民等だけでなく観光客等の来島者に対しても行う。 ○ 海岸管理者等及び占有者等も必要に応じて協力する。 ○ 都は、住民等の普及啓発や清掃活動への参加に繋げるTOKYO海ごみゼロアクションを推進する。	都 小笠原村
	環境教育の推進	○ 学校教育の一環として既に実施されている内容（総合学習、野外活動など）を継続するとともに、上記普及啓発資料を学校教材として活用するなどにより、内容の充実を図る。	都 小笠原村
特記事項		処理対策の実施によって得られた情報を適宜反映するものとする。	

VI 配慮事項

1 他の関係法令に基づく各種の計画等との整合

小笠原諸島では、小笠原諸島振興開発特別措置法に基づく小笠原諸島振興開発計画（東京都）をはじめ、様々な計画が定められている。本計画においてはこうした計画等との整合を図るものとする。関係する主な計画を次に示す。

- 小笠原諸島振興開発計画（令和 6 年度～令和 10 年度）（令和 6 年 8 月、東京都）
- 伊豆小笠原諸島沿岸海岸保全基本計画（平成 29 年 4 月、東京都）
- 小笠原諸島森林生態系保護地域保全管理計画（令和 2 年 1 月、関東森林管理局）
- 第 4 次小笠原村総合計画基本構想・基本計画（後期 5 ヶ年）（令和 6 年 3 月、小笠原村）
- 小笠原国立公園 公園計画（平成 21 年 11 月、環境省）
- 世界自然遺産小笠原諸島管理計画（令和 6 年 5 月、環境省、林野庁、文化庁、東京都、小笠原村）
- プラスチック削減プログラム（令和元年 12 月、東京都）
- ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report（令和 3 年 3 月、東京都）
- 東京都資源循環・廃棄物処理計画（令和 3 年 9 月、東京都環境局）

2 海岸漂着物対策を実施する上での環境等への配慮

（1）動植物

小笠原諸島は希少な動植物の宝庫であるため、海岸漂着物等の回収作業を行う場合には、希少動植物の生態系保護に配慮を行うものとする。

例えば、海岸漂着物等の回収作業においてはアオウミガメの産卵場所を踏み貫く可能性があるため、アオウミガメの産卵・ふ化期（5 月中旬～9 月中旬）に産卵地とされている海岸で作業を行う場合には、NPO 法人エバーラスティング・ネイチャー（小笠原海洋センター）等と調整の上、実施時期や実施箇所を検討し、産卵場所や足跡等を踏まないようにするなどのウミガメへの配慮を行うものとする。

（2）外来種の侵入・拡散防止

小笠原諸島は希少な動植物の宝庫であるため、外来種の侵入を防ぐ必要がある。島毎に人為的かく乱の程度や外来種の侵入状況が異なる小笠原諸島では、父島や母島などに侵入している外来種を周辺の属島へ拡散させないようにする必要がある。

父島から母島へ移動する際、また属島において海岸漂着物等の回収を行う場合には、生物を意図的に持ち込むことを禁止し、また非意図的に持ち込むことがないように、持ち

込む資材等を最小限とした上で、靴・衣服・資材・機材等について、泥や植物の種子等が付着していないか確認し、付着していた場合は母島や属島への上陸前に落とすなどの配慮をすることとする。

また、母島の蝙蝠谷以北で海岸漂着物等の回収を行う場合には、イエシロアリの拡散に十分注意し、事前に小笠原村母島支所へ相談するものとする*。

*「漂流漂着ごみの清掃活動をされる皆様へ」（小笠原村ウェブサイト、令和6年12月参照）



リュックに入った種子



靴裏に付着した泥と種子



靴裏の泥落とし

【参考】小笠原諸島の公共事業における環境配慮指針（東京都 平成16年度）

- （目的） 小笠原諸島における公共事業の実施に際して配慮する事項を定め、自然環境や景観等への影響の低減を目指す。
- （主な内容） 環境調査の実施、環境配慮講習の実施、審査機関による検証
- （特徴） 属島への外来種侵入防止を図るため、衣類や装備、調査機器類の事前・事後の付着物の確認、資機材の点検などを徹底して行っている。

（３）その他

小笠原諸島には遺跡、古跡、旧跡等が存在するため、海岸漂着物等の回収作業を行う場合は、遺跡等を移動させない、壊さないなどの配慮を行うものとする。

Ⅶ その他

１ モニタリングの実施

都は、海岸管理者等、占有者等、小笠原村及び住民等の協力を得て、海岸漂着物の漂着状況や海岸漂着物等の回収・処理の実績に関する情報の収集・分析を行い、回収の効率化や海岸漂着物等の発生抑制のための普及啓発等の施策に活用するものとする。

2 地域計画の変更等

都は、海岸利用状況、海岸漂着物対策の進展、海岸漂着物処理推進法や同法に基づく国の基本方針の改定や新たな施策の実施など今後の社会環境の変化に対して柔軟に対応し、必要に応じて計画内容の見直し等を行うものとする。